

須釜公園に係るネーミングライツ募集要項

1 趣旨

本市では、市民や事業者の皆様の支援により施設の魅力を高めるとともに、本市の新たな財源を確保し、もって社会貢献の促進及び本市財政の健全化に寄与するため、ネーミングライツの更なる導入を促進しています。

この度、須釜公園（街区公園）に係るネーミングライツ契約の相手方となる民間事業者等（以下「事業者」という。）を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 施設の名称

須釜公園

(2) 所在地

京都市伏見区下鳥羽葭田町132番地（別紙1「京都市須釜公園位置図」参照）

(3) 公園種別

街区公園

(4) 面積

7,743㎡

(5) 主な施設

球技広場、遊具、藤棚、便所、水飲み場、かまどベンチ、防火水槽 等

(6) 設置目的

主として、公園周辺の地域（街区内）に居住されている方々の休憩・休息の場、子ども達の健全な育成の場、健康運動の場、地域のコミュニティ活動の場、災害発生時の一時的な避難の場

(7) 開設（設置）年月日

昭和58年（1983年）3月31日

(8) 利用状況

子どもをはじめとする地域の方々が休息、遊戯、運動等の場として、日常的に広く利用されている。休日は少年野球チームが球技広場を利用されることも多い。また、須釜公園愛護協力会の方々には、公園を清潔で安全かつ楽しく利用できるよう、維持管理活動（清掃、除草等）に御尽力いただいている。

(9) 供用時間

24時間

(10) 利用料

無料

3 募集内容

(1) 通称

事業者は、公園名（通称）を命名する権利を有します。通称に関する条件は、以下のとおりです。

ア 都市公園の通称として誰もが理解できるものとしてください。

イ 募集の趣旨に照らし、通称変更を求める場合があります。

ウ 和文以外の表記、ロゴについては別途協議とします。

エ 原則として、契約期間内の通称変更はできません。

オ 公序良俗に反する等、社会的に批判を受けるものは通称として使用できません。

(2) 契約期間

10年

(3) 予定価格（ネーミングライツ契約料）

年間30万円（税込）以上

※1 契約料の総額ではありませんのでご注意ください。（契約料の総額は「予定価格（年間30万円（税込）以上）×契約期間（10年）」となります。）

※2 年度ごとの納入額については別途協議とします。

(4) 新通称使用開始時期

契約日以降で別途協議

(5) 提案内容

別紙2に記載する審査項目に基づく提案を募集します。ただし、提案された内容については事業者の負担により実施するものとします。

(6) 応募資格

応募者は、提案内容を自ら主体となり実施する事業者とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は応募者となることができません。

ア 京都市広告掲載基準第2条の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他の団体にあつては、代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）

ウ 国税及び地方税に滞納のある者。その他の本市に対する金銭債務について滞納のある者

エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

オ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者（応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。）

カ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止の措置を受けている者

キ その他、ネーミングライツ契約の相手方として適当でないと市長が認める者

(7) 選定方法

京都市ネーミングライツ審査委員会が、応募者から提案された通称、提案金額、その他提案事項のほか、応募者の経営の安定性、地域貢献等の審査基準（別紙2「須釜公園ネーミングライツ契約の審査基準」のとおり。）に基づき、総合的に審査し、本市が決定します。

（京都市ネーミングライツ審査委員会委員は別紙3のとおり。）

(8) 審査結果の通知

本市は、審査終了後、速やかに応募者全員に審査結果を通知するとともに、審査の概要（契約候補事業者名及び提案内容、全体講評等）を本市ホームページ等で公表します。（経営情報等については非公開とします。）

(9) その他

本件は、「京都市ネーミングライツ実施要綱」に基づき実施するものです。そのため、応募に際しては、同要綱を参考としてください。

4 契約時期

本件の審査結果を京都市会へ報告した後に、契約手続を開始します。

5 契約期間満了後の措置

契約期間満了日の6箇月前までに、事業者は契約の延長を申し入れることができます。

ただし、満了日の概ね1年前から、別途、京都市ネーミングライツ実施要綱に基づく新たな提案を受け付けますので、満了日の6箇月前までに他の提案があった場合には、公募を行い、京都市ネーミングライツ審査委員会で審査を行うこととします。

6 事業者への特典

(1) 施設通称看板等掲出権

公園内（出入口など）に施設通称を明示した看板（施設通称看板等）を掲出

※3 上記の掲出場所は例示であり、詳細は別途協議のうえ決定します。

※4 施設通称看板等の設置期間はネーミングライツ契約期間内とします。

※5 通称の表示方法（看板の大きさ、デザイン等）は、都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課と協議し、本市屋外広告物等に関する条例に基づく確認を受けることとします。

※6 施設通称看板等の製作、掲示、変更に要する費用、契約期間満了後に施設通称看板等を撤去、処分、復旧に要する費用は、提案者の負担とします。（ネーミングライツ契約料とは別に負担していただく必要があります。なお、須釜公園は公園入口8箇所のうち4箇所に園名板が設置されています。）

また、施設通称看板等の設置、変更、復旧作業は、本市の確認を受け、提案者側で実施することとします。

※7 権利・特典については、第三者への権利譲渡はできません。

(2) 通称の浸透・定着支援

通称決定後に、新通称の浸透・定着のため、本市として次の支援を行います。

ア 各報道機関への資料配布等によるマスコミへの浸透

イ 本市の広報紙への掲載、その他各種媒体における通称使用の徹底による市民への浸透

7 応募期間

令和5年8月7日（月）から9月15日（金）までの期間に、必要書類（「9 応募書類」参照）を事前連絡のうえ持参又は郵送してください。郵送の場合は期間内必着とし、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とします。

8 質問の受付及び回答

募集要項に関して質問がある場合は、「11 応募書類の提出先及び問合せ先」に記載するメールアドレスに、「須釜公園に係るネーミングライツ募集要項の質問」と件名を記入して電子メールで提出してください。また、電子メールの送付後、送付した旨を電話連絡し、市が受信できたことを確認してください。

(1) 質問の受付期間

令和5年8月7日（月）から8月21日（月）午後5時まで

※8 電話による受信確認は平日午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）をお願いします。

(2) 質問の回答

令和5年9月1日（金）までに、本市ホームページに掲載します。

※9 質問の回答内容については、募集要項の該当部分の追加又は修正とみなします。

※10 回答が遅れる場合は、その旨を本市ホームページに掲載します。

9 応募書類

次の書類をA4フラットファイルに綴じて、12部（正本1部、副本11部）提出してください。

なお、応募書類の作成等に要する費用は、応募者負担とし、提出後の書類は理由の如何を問わず返却しません。

(1) 須釜公園ネーミングライツ応募申込書（様式1） 審査項目①②

(2) 会社概要（パンフレットや直近3期分の決算報告書等、経営理念、財務状況が分かる資料） 審査項目③

(3) 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書で、申込日から3箇月以内に発行されたもの） 審査項目③

(4) 直近1年分の国税及び地方税（京都市分）の納税証明書 審査項目③

（国 税）直近1年分の法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

（地方税）京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書（直近1年分）

(5) 京都市暴力団排除条例に関する誓約書（様式2）

※11 ただし、応募書類の提出日時点において京都市競争入札有資格者名簿に登録されている場合は不要とする。（この場合、様式1「京都市競争入札有資格者名簿登録」記入欄の“登録済”に、忘れずに丸をつけてください。）

(6) 提案内容に係る書類（様式任意）

ア 京都市の各種施策・事業や地域等への貢献実績、今後の取組予定など 審査項目④

イ 須釜公園（又は市内の公園）に対する理念や活動実績、今後の取組予定など 審査項目④

※必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

10 失格要件

(1) 審査期間中に、応募資格を喪失した場合

(2) 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

(3) 提出書類に不備があった場合

(4) 「金額」（予定価格（ネーミングライツ契約料））が募集内容に記された条件を満たしていない場合

(5) 総合審査において、審査項目の「通称」、「経営の安定性」のいずれか一つを審査委員全員が「評価できない」とした場合

11 応募書類の提出先及び問合せ先

京都市建設局みどり政策推進室 ネーミングライツ担当（みどり協働係）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎3階

TEL：075-222-4114／FAX：075-212-8704

E-mail：midoriseisaku@city.kyoto.lg.jp